

水郷ひた河川を美しくする条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 河川の汚濁防止（第8条—第14条）

第3章 水質等の検査（第15条）

第4章 雜則（第16条—第18条）

附則

前文

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれたまちで、これらの山で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。

雄大な森林から生まれた水は、三隈川をはじめとする多くの河川を流れ、豊かな自然環境を作り出し、夏の訪れを告げる「川開き観光祭」、隈裏湛水域を遊覧する「屋形船」や「鵜飼い」など、日田市独自の文化や歴史を育て、市民生活に潤いと安らぎを与えてきました。この豊かな自然環境は、私たちの大切な財産であり、これらを次の世代に引き継いでいくことは、私たちの責任でもあります。

これまで、日田市においては、市、市民及び事業者並びに関係機関等が協力し、河川環境の改善に向けた様々な活動が行われてきました。これからも、「水郷ひた」と呼ばれる豊かな水環境のもと、市、市民及び事業者がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら最善の努力を積み重ね、河川を美しくすることを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の豊かな河川を美しくするため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、河川の浄化及び河川環境の保全（以下「河川の浄化等」という。）を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 河川 河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用される河川その他公共の用に供される水路をいう。

- (2) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等人の日常生活に伴い排出される水をいう。
- (3) 事業用排水 事業者の事業活動に伴い排出される水をいう。
- (4) 净化装置 排水の净化に効果のある装置又は器具で、合併処理净化槽その他市長が認めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、河川の净化等に関する総合的な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、河川の净化等に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、河川の净化等のため、事業用排水の適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(協力)

第6条 市、市民及び事業者は、河川の净化等のために必要な活動について、相互に協力しなければならない。

(関係機関との連携等)

第7条 市は、河川の净化等のため、関係市町村と連携を図り、必要に応じて国及び県に対し、協力を要請するものとする。

第2章 河川の汚濁防止

(啓発活動及び環境教育)

第8条 市は、河川の净化等について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう、啓発活動及び環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(投棄の禁止)

第9条 何人も、廃棄物を河川に投棄するなど、みだりに河川の汚濁及び景観の悪化を招く行為をしてはならない。

(生活排水の净化)

第10条 市民は、生活排水を河川に排出しようとするときは、净化装置を設置して排出するよう努めるものとする。

2 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域において、生活排水を排出しようとする者は、前項の規定にかかわらず、同法第10条第1項の排水設備を遅滞なく設置し、生活排水を公共下水道に排出しなければならない。

3 市は、净化装置の設置を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業用排水の水質の向上)

第11条 事業者は、事業用排水を河川に排出しようとするときは、法令に定められた排水の基準を遵守し、排水の水質の向上に努めるものとする。

(洗剤の適正使用)

第12条 洗剤を使用する者は、河川の水質への負荷が少ない洗剤を適正に使用するよう努めるものとする。

(肥料等の適正使用)

第13条 肥料又は農薬を使用する者は、これらを適正に使用し、河川の水質を汚染しないよう努めるものとする。

(親水環境の保全)

第14条 野外活動を行う者は、河川環境を損なうおそれのある行為を慎み、親水環境の保全に努めるものとする。

第3章 水質等の検査

(水質等の検査)

第15条 市長は、河川の水質等について、定期的に検査を実施するとともに、その監視に努めるものとする。

2 市長は、前項の検査の結果等により、河川の水質等に異常が認められたときは、速やかに国、県及び関係市町村に連絡し、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 雜則

(指導及び助言)

第16条 市長は、河川の浄化を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(法令の遵守)

第17条 何人も、河川法、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）その他の法令に定める水質基準等を遵守しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。